

取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査結果について

平成 31 年 3 月 20 日

取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会

第 1 経過概略

- ・ 平成 27 年 11 月 10 日、取手市立中学校 3 年在籍の女子中学生（本件生徒）が自殺行為（翌 11 日未明に死亡）。
- ・ 平成 28 年 3 月 16 日、取手市教育委員会のもとに第三者委員会設置。
- ・ 平成 29 年 6 月 12 日、同委員会解散（いじめ防止対策推進法第 28 条に基づかない委員会であるとの理由による）
- ・ 平成 29 年 11 月 1 日、本来取手市が行う事実関係を明確にするための調査（並行調査）を茨城県が受託。

<当調査委員会の調査事項>

- (1) 本件生徒に対するいじめの事実をはじめ、本件生徒に対し行われた行為（本件学校における本件生徒に対する日常的な指導を含む。以下同じ。）について
- (2) 本件生徒が自殺に至った過程及び要因について
- (3) 本件生徒に対し行われた行為に対する本件学校及び取手市教育委員会の対応について
※当調査委員会に委ねられた役割は、事実関係の調査とそれに対する評価のみで、これらに基づく再発防止策の検討は、取手市教育委員会（以下「市教委」という。）のもとに新たに設置された第三者委員会に委ねられる。

- ・ 同年 12 月 20 日、当調査委員会の活動開始。
それ以降、委員会会議を重ねるとともに、記録精査及びヒアリングを実施。
- ・ 本日、県知事に報告。

第 2 事案の検証・評価

1 本事案の特徴

本事案は、担任教諭の学級運営や指導等の言動が、クラス内の生徒の関係性に変化をもたらし、本件生徒に対するいじめを誘発し、助長した、という点に大きな特徴がある。行為者は生徒と教員という、全く別の主体であり、かつ、生徒と教員が意図するものは全く別のものであるが、客観的な事実経過の中では、両者は、いわば一体的に、補完し合いながら、本件生徒の心理に影響を与えていったとみることができる。

学校内でいじめなどの問題行動があり、エスカレートしていった場合に、担任教諭一人の学級運営、指導等の問題として捉えるのは不十分であって、校長、教頭等の管理職をはじめ他の教員のフォローがどうなっていたのか等も検討すべきことはいうまでもないが、それでも、担任教諭の言動は、意識的なものであれ無意識的なものであれ、当該クラス内の生徒の関係性に与える影響は大きいといわざるを得ない。

当調査委員会は、このような基本視点に立って本事案の評価を行った。本件生徒の自殺に至る事実経過の中では、生徒の行為と教員の行為が混在しているが、評価としては、行為者ごとにそれぞれの行為の内容及び問題性を捉えたうえで、それらと自殺との関連性を論じた。

2 本件生徒に対してなされた行為等の評価（中学3年生2学期の事実の検証と評価）

(1) 本事案におけるいじめの評価方法

（行為の対象となった本件生徒の立場に立って心身の苦痛の有無を考える）

- ・ いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条第1項において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう、とされている。
- ・ このように、いじめは、被害者の心身の苦痛に基礎を置く概念である。本件生徒の心身の苦痛の有無及び程度の検討については、行為者の行為そのものの性質から、一般的に考えて心身の苦痛を感じる程度の行為であるといえるものもある一方、一般的には必ずしも心身の苦痛を感じる程度の行為とはいえないものであっても、本件生徒が当時置かれていた、他の生徒との関係性も含めた具体的な状況を踏まえ、本件生徒と同じ立場に立った場合に心身の苦痛を感じる、といえるものもある。
- ・ 第1回の調査委員会において、本件生徒の父親は、「いったんは娘になりきっていただいて、娘の人物像をしっかりと把握していただいて、その上で娘に何が起きていたのかということ踏まえて、娘が自死してしまったという問題を捉えていただきたい」と述べていたが、このように、行為の対象者の立場に立って考えるという姿勢は、いじめ防止対策推進法の趣旨に適うものであり、当調査委員会一同、この言葉を念頭に置きつつ、本事案の調査、検証を進めた。
- ・ このように、いじめに該当するかどうかは、行為の対象者の立場に立って考えるべきであるから、行為を行った生徒が、遊びやふざけであり悪気はなかったなどと弁明したとしてもいじめの成否には影響しない。また、いじめを行った生徒の方に、指導にあたって配慮すべき個人的または家庭的事情等があるとしても、それは指導にあたって留意されるべき事情であって、いじめの認定には影響しない。

（個々の行為を超えて生徒の関係性を俯瞰的にとらえることの重要性→「いじめ関係性」）

- ・ 閉鎖的な学級集団の中では、いじている子どもといじめられている子どもの優位・劣位の関係性が形成されると、加害者から被害者へのいじめ行為と、被害者から加害者への接近あるいは迎合行為（加害者の子どもと「仲良く」することによって、更なるいじめを受けないようにしようと必死になるためこのような行為を行う）が、明確に区別することが困難なほど一体化することから、それらの関係性全体を俯瞰する必要がある。また、学校にいる時間帯だけでなく、自宅にいるときも、24時間心理的苦痛が継続する。
- ・ そこで、当調査委員会は、個々のいじめ行為、被害者から加害者への接近・迎合行為を包摂した、被害者に心理的苦痛を与え続ける生徒間の関係性全体を「いじめ関係性」と位置づけて考察を加えた。
- ・ 他の生徒による本件生徒への何らかの行為を観念し、あるいは証拠上認定することが困難な場合であっても、広く「いじめ関係性」の中に位置づけられる出来事を積極的に捉え、周囲からは見えにくいいじめの本質につき注意を喚起したいと考えた。

(2) 本件生徒に対してなされた行為といじめ該当性

ア 耳打ち及び口パク

- ・ 複数の生徒（A、F、H）が、本件生徒にわざと視線を送りながら耳打ちしたり、声に出さずに口元を動かし（口パク）、本件生徒をからかい、非難するような態度をとった。

- ・ 行為の性質からしても、本件生徒が日記で心理的な苦痛を現実には訴えていたことからしても、これらの行為はいじめに当たる。

イ 個別アルバムへの書き込み

- ・ 複数の生徒（A，H）が、本件生徒の個別アルバム（3年生時に行事などがあると、思い出として友人からのメッセージを書き込むもの。卒業時に各生徒に手渡される。）に、「ほんとうんこだよ」「クソってるね」などと、本件生徒の人格を誹謗中傷する文言を書き込んだ。
- ・ 将来にわたって手元に残るアルバムに人格を誹謗中傷する文言を書かれれば心理的苦痛を感じるのが一般的であり、いじめに当たる。

ウ 「くさや」と呼び続けたこと等

- ・ 複数の生徒（A，F，H）が、本件生徒を連日のように「くさや」と呼び、また、A及びFが、本件生徒の手を引っ張って他の生徒のところに連れて行き、「嗅いでみて?」「臭くない?」などと言っていた。
- ・ これらの行為は、本件生徒の自尊心を著しく傷つけるものであり、いじめに当たる。

エ バasketボールのチーム決めにおける仲間はずし

- ・ 生徒Hが、体育の授業で行われたBasketボールのチーム決めにおいて、本件生徒をチームからはずそうと画策し、A及びFがこれに同調し、グループの他の生徒に対しグーを出すよう指示した（本件生徒のグループはいわゆるグーパーで決めた。）。
- ・ この行為は、本件生徒だけがパーを出すことによってチームからはずし、本件生徒を仲間はずれにすることを狙ったものであり、いじめに当たる。

(3) 本件生徒を巡るさまざまな出来事（※）についての評価

※本件生徒に対して直接的に行われた行為ではないが、本件生徒に対して心理的な影響を与えた出来事又は本件生徒の心理が現れている行動等として重視した事実。

ア 1学期末におけるいじめを行った生徒への接近

（1学期中の学校生活上の交友関係）

- ・ 3年生のクラスには、本件生徒がそれまで比較的親しく付き合っていた生徒はいなかったため、席が近くになった生徒Aと関係性を構築していった。
- ・ 昼休みには、以前から仲が良かった他のクラスの生徒を交えて交流を温めていた（本件生徒らはこのメンバーを「昼メン」と呼んでいた。）。
- ・ 昼メンのほか、修学旅行を通じて同じクラスの他の生徒とも交流を持つようになった。
- ・ 6月上旬、昼メンのメンバーでもあったAが、校内への持ち込みが禁止されている携帯電話を校内に持ち込み、写真を撮影してSNSに投稿する事件（以下「携帯持ち込み事件」という。）があった。携帯持ち込み事件をきっかけとして昼メンは自然に解消した。

- ・ 本件生徒は、1学期の終わり頃、携帯持ち込み事件を起こした生徒Aと距離を置いたが、当該生徒に「●●（本件生徒を指す）に無視されている」等と周囲の生徒に言いふらされ、悩んだ本件生徒は自分から生徒Aに申し出て再び一緒に行動するようになった。
- ・ このような本件生徒の行動は、閉鎖的な学級集団の中では、自分が付き合いたいと思っていない生徒とも付き合っていかなければならないため、「仲良く」してもらおうと必死になる行動として説明することが可能である。

- ・ 本件生徒へのいじめは2学期に起こっているが、1学期の終わり頃の時点で、いじめを行った生徒Aの本件生徒に対する優位性が形成されていた。

イ いじめを行った生徒と一緒に行動していたこと

- ・ 本件生徒は、いじめを行った生徒（A、F）と、休み時間や教室の移動等で一緒に行動することが多かった。それらの生徒がトイレで髪を整えたり、話をしている間、本件生徒がトイレの前で、それらの生徒の教材等を持って待っているということが目撃されていた。
- ・ 本件生徒が自殺行為を行った当日も、掃除の時間が終わった後、学級での帰りの会の前に、本件生徒はAに誘われてFとともに4階音楽室前に飾ってある絵を見に行っている。
- ・ こういった本件生徒の行動が、いじめを行った生徒から強制されてのものだったという事実までは認定できないが、2学期は複数のいじめがほぼ同時期に集中して行われたこと、本件生徒は、一緒に行動しているときに暗い表情であったことから、閉鎖集団の優位劣位の関係性の中で、本件生徒が心理的苦痛を感じながら行動していたであろうことは容易に推測でき、本件生徒の行動は「いじめ関係性」の中の出来事と説明できる。

ウ 友人との仲違い

- ・ 9月下旬から10月上旬頃、本件生徒が、従来からとても仲が良かった友人（本件生徒とは別のクラス）の自転車のヘルメットに、「月曜日から一緒に学校に行けない」旨記載したメモを入れた。これを見て怒った友人は本件生徒と会話をしなくなり、無視するようになった。
- ・ この仲良しの友人の登校が遅れることがあったので、進学への影響を考慮してできるだけ遅刻しなくなかったという思いからこのような行動に出たということも考えられるが、クラスの中でいじめられ、孤立しないようにと必死になっていた時期であり、同じクラスの生徒と一緒に通学して「仲良く」しなければならないと思い、仲良しの友人と登校することを止めたという見方もできる。本件生徒と当該生徒がとても仲良しであったことからすると、本件生徒の行動の不自然さは否めず、この本件生徒の行動は「いじめ関係性」の中の出来事と説明することが可能である。

エ 交換ノート

- ・ 本件生徒は、クラスメート2名（1名はF）と交換ノートをしていた。交換ノートには頻繁に書き込みがなされていた。
- ・ 交換ノートをするくらいだから、Fと本件生徒との関係性には何ら問題がなかったように見えるかもしれないが、日記の具体的な記述内容を見てみると、Fの突然の態度の急変に対し、本件生徒が、即座に謝り、何とか「仲の良い」関係性を継続し、「安定」を求めようと必死に自分の心を変容させている行動としてみる事ができる。これは、「いじめ関係性」の中の出来事と評価することが可能である。

3 本件事案における学校及び教員の対応

(1) はじめに

前述のとおり、本件事案は、担任教諭の学級運営や指導等の言動が、クラス内の生徒の関係性に変化をもたらし、本件生徒に対するいじめを誘発し、助長した点に大きな特徴がある。

生徒のいじめと担任教諭の指導等が、いわば一体的に、補完し合いながら、本件生徒を心理的に追い詰めていったとみることができ、事案である。その視点を前提として、まず、教員が誰一人としていじめを認識せず、何らかの対処もしなかった点について、教員及び学校側の体制の問題性について検討し、次に、指導等の問題性を具体的な指導等の内容に即して検討した。

(2) 本件生徒に対するいじめを認知できなかった学校・教員の体制の問題性

- ・ 担任教諭とクラスの生徒との間に、教員が生徒から自然と情報を得られるような信頼関係が形成されていなかった。
- ・ 担任教諭も他の教員も、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにするためのアンテナを張っていなかった。
- ・ 当時、学校全体として教員に対する反発などをする生徒への指導に大きな課題を抱えており、そのような陰で本件生徒の変化を十分に捉えられなかった。
- ・ 当該中学校は、いじめの早期発見のための取組を掲げているが、十分に行われていたとはいえなかった。

(3) 担任教諭が行った指導の問題性

ア 携帯持ち込み事件に対する指導

- ・ 校則で禁止されている携帯電話を持ち込んだ生徒、写真に写っていた生徒、周囲で見ていた生徒、というように、関わりの度合いに応じて指導を行うことが、学年教員内では確認されていたが、担任教諭は、周囲で見ていた本件生徒に対しても「同じように悪い」として指導し、Aが今後同じようなことを繰り返さないよう、様子をみてほしいと依頼した。
- ・ 校則に違反して携帯電話を持ち込んだ生徒に対して周囲の生徒が注意するなどというのは事実上不可能であり、このようなことを期待すれば生徒の負担は大きい。教員が、生徒指導のために生徒を利用したと評価されてもやむを得ない。

イ 7月の進路指導

- ・ 私立高校を第一志望とした場合、県立高校は併願できないと指導したことは、学校の取扱いとは異なった誤った指導であった。
- ・ 私立高校の一枚受験でよいかどうかは「今後の生活態度を見て決める」と言ったことにより、本件生徒と母親は、2学期は学校を休むことができないと考えるに至った。いじめで苦しんでいるとき学校に行かないということは一つの選択肢であるが、いじめに苦しむ本件生徒をして絶対に学校は休めないと思込ませた可能性があり、担任教諭の言動によって本件生徒が心理的負担を感じた可能性を否定できない。

ウ 授業を遅刻した際の指導

- ・ 本件生徒と本件生徒にいじめを行った生徒（A、F）が一緒に行動し、揃って担任教諭の授業に遅刻したことが数回あった。その際、担任教諭は遅刻した3名の生徒全員に教室の前に来るように指示したが、生徒A、Fは指示に従わず、指示に従った本件生徒のみに対してクラスの生徒の前で遅れた理由を言うよう叱責した。一度のみならず二度目以降も同様の指導をした。
- ・ この指導は、本件生徒に理不尽な思いなどを抱かせたことが推測されるほか、進路への影響など心理的に追い詰めたことが想像される。また、担任教諭の無力、頼りなさを周囲の生徒に示すことになり、周囲の生徒の行動にも影響を与えたといえる。さらに、本件生徒にいじめを行った生徒にとって、担任教諭に対して優位に立っているという意識を持たせることとなり、本件生徒に対するいじめなどの問題行動を助長するといった結果をもたらし、「いじめ関係性」を固定化し、新たないじめを誘発させうる土壌を作ってしまった。

エ 席替えの中での本件生徒の席の固定化

- ・ 担任教諭は、指導困難な生徒に対する十分な指導を怠り、それを補完させる（「面倒を見る」）役割を担わせるために、本件生徒の座席を、指導困難な生徒の隣に固定化させた。この座席は、最後列窓側であり、本件生徒の学習面での不利益があったのみならず、指導困難な生徒の「面倒を見る」役割を担わされたことによる心理的負担は大きいから、担任教諭による配慮が必要であったが、そのような配慮はなされなかった。
- ・ この席の固定化は、Hの嫉妬といじめを招いた。担任教諭が十分な注意を払っていればHの態度の変化に気づいておかしくないが、クラス運営を円滑に進めることを優先させ、そのような状況に対する配慮を欠いた。

(4) 自殺当日のガラス破損に関する指導について

○ ガラス破損事件に係る事実経過

- ・ 本件生徒が自殺行為を行った11月10日、本件生徒は、生徒Aに誘われてFとともに、4階の音楽室の前に飾ってある絵を見に行った（前述のとおり、「いじめ関係性」の中の出来事と説明することが可能である。）。本件生徒は、一足先に3階の教室に戻ろうと階段を下りていたところ、音楽室前に残っていた生徒Aが「壁ドン」をしてガラスを割った。
- ・ 本件生徒は、ガラスが割れた現場にはいなかったため、その後複数の教員に対して、自分には関係のないことを訴えたが（生徒Aがいない場では複数の教員らにその旨訴えたが、Aがいる場では沈黙していた）、本件生徒の訴えについて教員間で情報が共有されなかった。
- ・ 担任教諭も、詳細な事実関係を把握しないまま、本件生徒にも連帯責任があるとして指導したほか、ガラスの弁償にも言及した。生徒Aは自分が弁償する旨答えたが、担任教諭はそれぞれの保護者に確認する旨述べた。担任教諭は、教頭に報告するため本件生徒らを連れて職員室に行った。教頭は、職員室前の廊下で本件生徒らを指導した。

○ 指導は複数の教員が関わって行われたところ、以下の問題点が指摘できる。

- ① 指導の前提としての事実関係の確認が十分に行われなかったこと。
- ② 担任教諭において、ガラス破損を巡る事実関係についての詳細が明らかになっていないにもかかわらず、本件生徒を含む音楽室の絵を見に行った生徒全員に連帯責任があるとして指導したこと。
- ③ 本件生徒は、複数の教員に対してガラスの破損には無関係であることを訴えていた。教員はこれを聞きながら教員間で情報を共有せず、教頭や学年主任らからの指導の際も、前提となる事実認識が誤り、あるいは曖昧であったこと。
- ④ 教員は、ガラスの破損に関与したと疑った生徒に同時に聴き取りを行った際、本件生徒が沈黙していたのに、その沈黙の意味を考えず、個別に聴き取りを行うなどの工夫をすることなく指導を行ったこと。

4 いじめと自殺の因果関係について

(1) 因果関係の考え方

- 行為の客観的内容及び行為をされた本件生徒の心理的苦痛の状況をつぶさに検討し、もし、いじめが存在していなければ自殺することはなかったであろうと判断し得る場合には、因果関係を認めるべきである（なお、この因果関係は、本件生徒の自殺について、民事上の法的責任について論じるものではない。）。

- ガラスの破損に関する指導がなされたのが本件生徒の自殺の直前であり、当該指導の後、本件生徒が心理的に不安定になっている状況は明らかである。本件生徒の自殺に与えた影響力は容易に推認されるため、いじめと自殺の因果関係を詳細に検討する中で、当該指導の影響についても合わせて検討した。

(2) いじめと自殺の因果関係

- ・ 中学3年生の2学期以降、本件生徒に対して集中的にいじめが行われ、時期的に重なる10月下旬～11月上旬にかけて、本件生徒の日記にいじめを原因とするひどい孤立感や自己肯定感の喪失等が現れている。
- ・ 本件生徒が自殺行為をしたのがこの時期と近接した11月10日であること、11月10日のガラスの破損に関する指導後にいじめとクラス内での孤立を極度に恐れ、これ以上その苦しみが続くことが耐えられないとの趣旨の発言をしている等の事実関係を合わせ考えると、いじめがなければ本件生徒の自殺はなかったであろうと推認されるため、いじめと自殺は因果関係があったものと認める。
- ・ ガラスの破損に関する指導の過程で、本件生徒は、担任教諭に対し、Aが「壁ドン」で割ったこと（Aだけが悪いこと）を訴えたが、これは、今後再びいじめられるかもしれないという恐怖心に結びついた。この指導は、本件生徒に対し、理不尽な決めつけに対する怒り、絶望の感情を抱かせただけでなく、いじめにより心理的に追い詰められていた本件生徒をさらに深い苦しみに陥れたものであり、自殺の引き金になったといえる。

5 自殺後の学校・市教委等の対応について

(1) 12月の時点で市教委は調査組織を設置すべきであったことについて

- ・ 12月には、両親は、市教委にいじめを原因とする自殺であると訴え、それを前提とする「公平な第三者」による調査依頼を行った。この時点で、「重大事態」（法第28条第1項第1号）に該当することは明らかであり、市教委は、調査委員会を設置すべきであった。
- ・ 市教委は、両親からの訴えを真摯に受け止めず、文科省や県教委等に確認することもなく、法令に対する無理解から、いじめ防止対策推進法に基づく調査委員会の設置を怠ったのであり、その対応は違法である。

(2) 市教委の調査方法について

- ・ 生徒からのヒアリングは、市教委の職員が短時間で実施し、矢継ぎ早に質問し回答が無ければ次に進むというものであり、生徒の発言で気になる内容があっても見過ごし、確認しなかった。調査は表面的・形式的に実施されただけで、調査の実質を備えていたとはいえない。
- ・ 重大事態として調査組織を設置する義務を怠っただけではなく、極めて不十分な調査を実施して本事案の結論を導こうとしたものであり、その姿勢は容認されない。

(3) スクールカウンセラーのカウンセリング情報の取扱い

- ・ スクールカウンセラーは、生徒に対し、自身に守秘義務があることを伝えて話を聴いたが、面談時に生徒が話した内容について、生徒の同意を得ることなく、教員や市教委の職員との間で情報を共有していた。
- ・ スクールカウンセラーらの対応は、カウンセリングに対する生徒・保護者の信頼を損なうもので相当ではない。守秘義務に対する配慮がないまま安易に情報提供を求めた市教委の姿勢・対応も問題である。

(4) 平成 28 年 3 月 16 日の市教委臨時会における違法な議決

- ・ 本事案では、自殺の結果が生じており、両親がその原因についていじめであると訴えていることから、「重大事態」（法第 28 条第 1 項第 1 号）に該当することは明らかであり、これに反する議決を行うことは違法である。
- ・ また、そのような議決を導くため、市教委臨時会において、教育委員の質問に対して、市教委の職員が自己に都合の悪い情報を提供せず、教育委員をミスリードするような姿勢が認められ、不当極まりない。

(5) 解散された市教委の調査委員会の記録を全て廃棄したことについて

- ・ 市教委の調査委員会は、両親からの法第 28 条に基づく調査委員会には当たらないとの申し入れを受け、平成 29 年 6 月 12 日付けで解散した。この際、調査の記録を全て廃棄した。
- ・ 市教委の調査委員会の解散がやむを得ないとしても、記録は公文書であるとともに、当調査委員会の円滑な調査を阻害したことも否めず、このような文書廃棄は断じてあってはならない。

6 今後の再発防止に向けて

すでに述べたように、当調査委員会が行うべきことは、事実関係の調査とそれに対する評価のみで、再発防止策の検討は、市教委のもとに設置された第三者委員会に委ねられる。

当調査委員会の調査結果を踏まえ、市教委のもとに設置された第三者委員会には、本事案についての正しい認識のもとに、真に実効的な再発防止策の検討に全力を注いでいただくことを期待する。

市教委の本事案における対応については、その問題性を明確に指摘した。その問題性は教育行政のあり方を抜本的に是正しなければならないほど重大なものであり、速やかに是正の取り組みを開始していただきたい。

以上

【参考資料】

取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会について

1 目的

取手市から受託した取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査を行う。

2 調査事項

- (1) 本件生徒に対するいじめの事実をはじめ、本件生徒に対し行われた行為（本件学校における本件生徒に対する日常的な指導を含む。以下同じ。）について
- (2) 本件生徒が自殺に至った過程及び要因について
- (3) 本件生徒に対し行われた行為に対する本件学校及び取手市教育委員会の対応について

3 委員（任期2年）

（◎：委員長，○：副委員長，五十音順）

氏名	職業等
市川 須美子○	大学教授（獨協大学）
蒲田 孝代	弁護士（東葛総合法律事務所）
栗山 博史◎	弁護士（大さん橋通り法律事務所）
佐竹 由利子	臨床心理士（東京公認心理師協会）
竹村 睦子	ソーシャルワーカー（ソーシャルワーク事務所みらい）
森嶋 昭伸	元大学教授

（専門委員）

氏名	職業等
高橋 博丈	弁護士（よこはま第一法律事務所）
飛田 桂	弁護士（ベアヴェニュー法律事務所）

4 調査委員会等の開催状況

(1) 調査委員会

第1回（平成29年12月20日）

- ・遺族からの申し入れ趣旨説明，委員長・副委員長の選出，資料確認 等

第2回（平成30年1月29日）

- ・遺族からの意見聴取，調査の進め方 等

第3回（3月5日）～第8回（7月24日）

- ・聴き取り調査の検討 等

第9回（8月16日）～第10回（10月1日）

- ・聴き取り調査，情報・事実関係の整理 等

第11回（10月22日）～第22回（平成31年3月4日）

- ・調査報告書（案） 等

第23回（3月20日）

- ・調査報告書の決定 等

(2) 聴き取り調査

調査期間 平成30年3月～7月

実施状況 遺族（両親），教職員（10名），生徒（14名），市教委（5名）

5 県が調査を受託するまでの経緯

H27年 11月 11日	： 本件生徒が未明に亡くなる
H28年 3月 16日	： 取手市教育委員会が「いじめの重大事態に該当しない」と議決併せて、調査委員会の設置について議決
7月 12日	： 第1回調査委員会開催
H29年 5月 29日	： 遺族が文科省に調査委員会による調査の中止と解散を申し入れ
5月 30日	： 取手市教委が文科省の指導を受け上記議決を撤回
6月 12日	： 第9回調査委員会開催，調査委員会の解散
7月 11日	： 遺族が県教委及び市教委に申し入れ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事のもとにいじめ防止法の趣旨に基づく調査委員会を設置。 ・ 委員長は日弁連に派遣要請，その他委員は遺族推薦の弁護士・学識経験者，県推薦の弁護士・学識経験者とする。 ・ 委員会毎に議事概要等について遺族側に報告。 など
8月 4日	： 県・市教委から遺族に対し，取手市から委託を受けることにより，県に調査委員会を設置し，調査を実施する意向を回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事のもとに調査委員会を設置し，調査する。 ・ 調査委員会の人選や調査の進行等については，遺族と協議する。

6 関係議案の議決

茨城県議会（平成29年第3回定例会）において，次の関係議案が議決された。
(1) 取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査に関する事務の受託について 「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）に基づき取手市長が行う並行調査を県が受託するもの。
①委託者：取手市
②受託事務の内容：自殺した生徒に対するいじめの事実関係の調査等
③経費負担：取手市負担
(2) 取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会条例
①組織等：委員定数：7名以内 委員任命：いじめの防止等に関する学識経験のある者のうちから，知事が任命 委員任期：2年
②その他：会議の運営，守秘義務等を規定。

7 調査委託のスキーム

